

「紅まどんな」は全農の登録商標です

「紅まどんな」は、全国農業協同組合連合会（全農）が権利を所有する登録商標で、生果（品種登録名：愛媛果試第28号）の出荷販売にあたっては、愛媛県内の系統JAから品質を保証して出荷されたものだけに認められており、それ以外の果実は「紅まどんな」の名称での販売はできません。

上記以外の商品に「紅まどんな」の名称を使用することは、商標権の侵害にあたります。使用差し止めを請求するほか、悪質な使用事例や使用によって商品価値およびイメージが著しい損失を被ることになった場合には、告訴等法的手段や損害賠償請求をすることになります。

なお、フルーツゼリー、その他菓子、パンについても、全農が商標権を所有しています。「紅まどんな」の名称使用につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。



違反事例

- ①インターネット販売や小売店販売などで系統JA出荷以外の生果を「紅まどんな」の名称で販売
- ②JAおよび一般の直売所においてJA組合員および員外登録者の直接荷造り品を「紅まどんな」として販売
- ③「○○○（紅まどんな）」「△△△（ベニマドンナ）」など異なる商品名の後にカッコ書きで「紅まどんな（平仮名、片仮名含む）」を表記

なお、「愛媛果試第28号」「甘平」など愛媛県オリジナル品種は、種苗（穂木、苗木）の販売先を愛媛県内限定としています。また、増殖した種苗を、有償・無償に関わらず他人に譲渡することは、育成者権者の許諾が必要です。穂木・苗木を県外に持ち出さないようにしましょう。